

社会福祉法人等生会役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人等生会の役員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 所定週平均1日以上業務にあたる理事長に対しては、別表1により月額報酬等を支払うことができる。

2 役員には、次の各号に定めるところにより別表2に定める報酬を支給できるものとする。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査立ち合い
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

3 同日に複数業務を行った場合は、1日あたりの額のみを支給する。

(旅費)

第4条 役員等が業務又は研修等で出張した場合は別表3により支給することができる。
なお、必要に応じ食卓料を支給することができる。

(適用除外)

第5条 施設職員の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規定を適用する。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

(改定)

第7条 本規程の改正は、評議員の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月6日から施行する。

別表1（理事長の報酬）

名称	報酬	備考
理事長業務報酬(月額)	200,000円	

別表2（役員等の報酬）

役員	法人業務	報酬	
		居住地が名古屋市にあるもの	その他のもの
役員	理事会・監査等	5,000円	8,000円
評議員	評議員会等	5,000円	8,000円
評議員選任・解任委員	選任・解任委員会	5,000円	8,000円

別表3（役員等の出張旅費）

区分	区域	金額	備考
交通費	県内、県外（公共交通機関）	実費	
日当	県外	日額 5,000円	
	県内	日額 3,000円	
宿泊料	東京都区内及び政令指定都市	1泊 15,000円	
	上記を除く県外	1泊 13,000円	
	県内	1泊 10,000円	
食卓料	全域	その都度理事長が定める	

※政令指定都市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市